

「双葉ダルマ」ロゴマークの使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、双葉町で生産または双葉町民が避難先で生産している農商工品（以下、「双葉町に由来する商品」という。）や、双葉町の伝統工芸品である「双葉ダルマ」及びそれに関連した製品（以下、「双葉ダルマ等」）の風評払拭の機運を醸成するため、そして双葉町を広くPRする目的で広く活用してもらうために、「双葉ダルマ」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の基準等を定める。

(定義)

第2 ロゴマークとは、別紙デザインマニュアルに定めるものとし、使用に当たっては双葉町が提供するデザインデータを使用する。

【ロゴマーク】



FUTABA DARUMA

(権限)

第3 ロゴマークに関する一切の権利は双葉町が所有し、その使用に関する事務は双葉町観光協会が行う。

(使用条件)

- 第4 ロゴマークは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・復旧に向けて取り組んでいる双葉町を広くPRする際、または双葉町に由来する商品や、双葉ダルマ等をPRする際にその使用を認める。
- 2 ロゴマークは、双葉町に由来する商品や、双葉ダルマ等、そしてそれらに関連するサービスの提供とともに使用しなければならない。
 - 3 第1項または前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を認めない。

- (1) キャラクターを立体として表現したもの
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (4) 双葉町のイメージまたは品位を傷つけるおそれがある場合
- (5) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合
- (6) ロゴマークのみを使用して製品化し、営利目的で販売する場合
- (7) ロゴマークの著しい変形、その他ロゴマークの利用が不相当と認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる場合

(使用承認申請)

- 第5 ロゴマークを使用とする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書(第1号様式)を双葉町観光協会へ申請しなければならない。
- 2 前項の申請にあたっては、使用内容及びデザイン案が分かる資料、その他必要な書類を添付しなければならない。

(使用承認等)

- 第6 双葉町観光協会は、第4の使用条件に基づいてロゴマーク使用の可否を判断し、使用を承認する場合にはロゴマーク使用承認書(第2号様式)を交付する。
- 2 前項の判断により使用を承認しない場合は、ロゴマーク使用不承認通知書(第3号様式)を交付する。

(使用変更承認等)

- 第7 第6による使用承認後、承認内容と異なる使用をしようとする場合は、使用変更承認申請書(第4号様式)を双葉町観光協会へ申請しなければならない。
- 2 前項による変更承認または不承認については、第6を準用する。

(使用期間)

- 第8 ロゴマークの使用承認期間は、第6の使用承認書に定める期間(ただし、承認から3年を超えることができない。)とする。
- 2 ロゴマークを使用している者が期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

(使用者の責務)

第9 ロゴマークの使用者（以下、「使用者」という。）は、信義に従い誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(成果物の提出)

第10 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物が分かる資料（現物、写真等）を速やかに双葉町観光協会に提出しなければならない。

(使用の終了)

第11 使用者がロゴマークの使用を終了する場合は、ロゴマーク使用終了届（第5号様式）を届出するものとする。

(改善の指示)

第12 双葉町観光協会は、使用者がこの使用基準を順守せずにロゴマークを使用している場合は、使用承認後であっても、使用者に対し改善を求めることができる。

(使用承認の取消)

第13 双葉町観光協会は、使用者が第11の改善の求めに応じない場合は、ロゴマークの使用承認を取消することができる。

(責任の制限)

第14 上記第12の使用取消により使用者に損害が生じても、双葉町及び双葉町観光協会はその責めを負わない。

2 使用者が、その使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、双葉町及び双葉町観光協会は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用料)

第15 ロゴマークの使用料は、当分の間、無料とする。

(その他)

第16 ロゴマークは双葉町の復旧・復興への取り組みを広く知ってもらい、双葉町由来の商品や双葉ダルマ等への風評払拭の機運を醸成するために使用するものであり、双葉町または双葉町観光協会が使用者の事業の推奨や生産物等の品質保証を示すものではない。

(委任)

第17 この使用基準に定めるもののほか必要な事項は、双葉町長が別に定める。

附 則

この使用基準は、平成30年3月1日から施行する。